

第 157 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 30 年 2 月 22 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 801 会議室

【出席者】

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	中原 教智	副会長
八王子市議会議長	伊藤 裕司	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	渡口 禎	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	小林 裕恵	委員
八王子地区保護司会代表	内田 實	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	島田 浩行	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和彦	委員
八王子市公立小学校長会代表	春田 道宏	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
八王子市教育委員会教育長	安間 英潮	委員
八王子警察署長	渡部 雅洋	委員
高尾警察署長	水落 豊蔵	委員
南大沢警察署長	大嶺 忍	委員
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	喜入 啓隆	委員
多摩少年院長	柿崎 伸二	委員
八王子少年鑑別所長	紀 惠理子	委員
八王子市生活安全部長	藤倉 四朗	委員
八王子市健康部長	原田 美江子	委員
八王子市子ども家庭部長	豊田 聡	委員

出席 20 名

(事務局)

八王子市子ども家庭部児童青少年課長	小池 靖信
八王子市子ども家庭部児童青少年課	中山、馬場、黒多

【配付資料】

第 157 回 八王子市青少年問題協議会次第

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標について

資料 3 平成 30 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 4 平成 30 年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について

資料 5 平成 29 年度 青少年健全育成事業について(報告)

資料 6 更生保護～地域社会と共に歩む～パンフレット

資料 7 再犯防止推進計画について

資料 8 法務少年支援センターパンフレット

別紙 1 青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標 保護者向けリーフレット(案)

別紙 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について(各機関・団体からの回答一覧)

【次第】

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 協議事項

- ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について
- イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標について
- ウ 平成 30 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- エ 平成 30 年度 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について

(2) 報告事項

- ア 平成 29 年度 青少年健全育成事業について

(3) 情報交換

- ア 少年非行の現状及び最近の動向について
- イ 更生保護について
- ウ 再犯防止推進計画について
- エ 地域援助資料の紹介
- オ その他

4 閉 会

【議事要点】

1 開会

【会長挨拶】

第 157 回青少年問題協議会にご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。日頃から皆様には本市の次代を担う子どもたちのために働きかけていただいていること心から感謝申し上げます。

八王子市では、市制 100 周年記念ということで、120 を超える事業の実施をしてまいりました。

今月の 2 月 4 日のグランドフィナーレでは、子どもたちに企画・運営をしていただいて最後を締めくくるイベントを開催しました。いろいろな提言を頂戴しましたが、明後日にはタイムカプセルの収納式が富士森公園で開催されます。これをもってすべての事業が終結となります。

様々な記念事業を進めてきましたが、できるだけ子どもたちに関わってほしいという強い願いがありました。中でも八王子の「八」にちなんだ 8 つのビジョンフォーラム。そして、子どもたちからの作文・絵画・標語コンテストには 15,300 点を超える作品を多くの子どもたちから寄せてもらえました。事業を通じて子どもたちに八王子の良さ、あるいは魅力を感じ取っていただけたのではないかと考えております。郷土愛を子どもたちに持つてほしいという願いもありました。多くの子どもたちに関わってもらえて、良い時を子どもたちにも過ごしてもらえたのではないかと考えているところでございます。

100 周年事業は終わりになりますが、子どもたちからも様々な事業を通じて八王子に対しての提言を頂戴しました。できるかぎり市政に反映していこうと、現在取り組んでいるところでございます。早速、「スポーツ推進フォーラム」の中から子どもたちからの提言を、新年度において予算組みしました。引き続きできるだけ、お年寄りも含めて市民の皆様のご意見・ご要望を市政に反映していきたいと考えております。

引き続き、皆様には子どもたちのためにお力添えをいただきたいと思っております。

本日は限られた時間でございますが、活発なご意見を頂戴できますように心からお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

2 委員紹介

3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標

「みんなであつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について 資料 1

【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、255 の機関・団体へ事務局より行い、その結果、255 箇所から回答を得た。回答率は 100%となっている。取組数は 1,198 件であり、年々増加している。

〈小学校の取組について〉

- ・ 70 校から 456 の取組について回答を得た。
- ・ あいさつ運動や異学年交流はほぼ全校で実施
- ・ 地域の保育園児や高齢者との世代間交流も多い。
- ・ スマホやいじめなどについて児童同士が話し合う授業の実施
- ・ ふれあい月間におけるアンケート調査や個別面談は全校で実施

〈中学校の取組について〉

- ・ 38校から222の取組について回答を得た。
- ・ 「清掃活動」は全校、「あいさつ運動」はほぼ全校で実施
- ・ 生徒会を中心に生徒が企画・実行している事業も多い。
- ・ 道徳の授業やスマホ・ネットに係るセーフティ教室の実施
- ・ 生徒と大人が意見交換する特別授業の実施
- ・ アンケート調査や個別面談については、全校で実施

〈青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会の取組について〉

- ・ 39団体から171の取組について回答を得た。
- ・ 中学校が災害時の一助となることを目指し、防災訓練を実施した地区が新たにあった。
- ・ 中学生がボランティアや実行委員として活動した行事が多かった。
- ・ 「思いやりの心の育み」をテーマとした標語募集事業も多数

〈学童保育所の取組について〉

- ・ 82施設から256の取組について回答を得た。
- ・ 言葉の使い方やあいさつの指導などを通じ、相手を思いやる行動が見られるようになってきている。
- ・ 異年齢交流が多い。

〈児童館の取組について〉

- ・ 12施設から64の取組について回答を得た。
- ・ 子どもたちに職業体験の機会を作る事業や、乳幼児とのふれあい活動の実施
- ・ キャンプなどで高校生・大学生が指導者として活動する、異年齢交流の機会を多く作っている。

〈関係所管（14所管）の取組について〉

- ・ 14所管から29の取組について回答を得た。
- ・ 市制100周年を契機に市民団体や企業との連携を深めながら、子どもたちの参加や参画を促進した事業の実施

〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

（資料1 6、7頁の表のうち、以下の事業について説明）

- ・ 人権授業（第三小学校）
- ・ 芝生 de ランチ（いずみの森小中学校）
- ・ にぎにぎ大作戦（中野北小学校）
- ・ セーフティ教室（ひよどり山中学校）
- ・ クリーン活動（青少年対策石川地区委員会）
- ・ 地域交流（寺田第二学童保育所）
- ・ エンジョイキャンプ（川口児童館）

《会長》

ご意見・ご質問等はいかがが。

《会長》

- ・ 本協議会にて「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度 重点目標」に関して、学校・保護者・地域・行政機関等が地域の実状にあった様々な取組を実施されていることを確認。
- ・ 今後も引き続き、全市一体となって、青少年の健全育成のために「いじめ対策」を展開していくことが望ましいとしてよろしいか。

《各委員》

異議なし。

【決定事項】

青少年問題協議会として取組内容について了承。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標について

資料 2

【事務局説明】

1. 重点目標について

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。平成 29 年度は「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標として掲げている。

2. 平成 29 年度重点目標（案）について

(1) 重点目標

- ・ 「検討会」の検討を踏まえ、平成 29 年度と同様に「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標に提案する。

(2) 重点目標とする理由

- ・ 大人が気づかないところで、トラブルやいじめが深刻化しやすい状況は今なお、ある。
- ・ こうした中、人と関わりながら、「思いやりの心」の大切さを学びコミュニケーション力を身に付けていくために、「自分の目を見て、直接話を聞く」経験や「親子の会話」は一層重要となっている。
- ・ また、市制 100 周年記念事業を通じて、多くの市民が、子どもたちの心は健やかに成長していることを知ることができ、健やかな成長を願う共通の願いのもと、市民協働により多くの事業が展開された。
- ・ こうした機運を絶やさず、さらに活動を広げていくために、引き続き、「思いやりの心」の育みをいじめ対策の基本として全市的に取り組んでいくことがふさわしいと考える。
- ・ 続いて、次ページ「3 平成 30 年度 重点目標と 3 つの行動指針」について。3 つの行動指針は、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」を踏まえ、「家庭」・「学校」・「地域」で取り組む平成 30 年度の重点的な行動指針となっている。これらの概要については、リーフレットの内容説明の際に後ほどする。

(3) 重点目標 リーフレットの構成

- ・ 3つの行動指針を掲げ、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」を踏まえ、「家庭」・「学校」・「地域」で取り組む平成30年度の重点的な行動指針となっている。

(4) リーフレットの配布

- ・ リーフレットは、「平成30年度青少年健全育成基本方針 重点目標及び行動指針」を広く周知し、取組を推進するために、4月初旬に配付する。

(5) リーフレットにおける留意点等

- ・ リーフレットは基本的には、健全育成に携わる大人向けに記載している。
- ・ ただし、小・中学校の全児童・生徒に配布するので、子どもたちが読むという視点も合わせもって、記載・レイアウトを工夫している。
- ・ リーフレットの内容を具体的に分かりやすく、また、大人自身がわが身を振り返りながら、我が子との会話を促すきっかけをつくることを目的に18項目のチェックリストを掲載している。

3. リーフレットの記載内容について

(1) 導入部分・総論について

- ・ まず、1頁目。総論部分。ここでは、「子どもたちの思いを今後の市政へ生かしていきたい」との考えで市制100周年記念事業として実施した、絵画・作文・標語コンテストにおいて、応募総数が15,300を超えたことを記載。
- ・ これらの作品には、「人との関わり」や「思いやり」の大切さを表現している作品も多く、子どもたちが、夢や希望を抱きながら、思いやりをしっかり育てていることを多くの市民が知る機会となったことを記載している。
- ・ 子どもたちは、ゆっくり時間をかけて育まれてきた「自然」や人づてに引き継がれてきた「伝統」をこよなく愛しており、ここには、子育てに通じるヒントがあることを記載している。

(2) つながり、ひろがる、思いやりのところについて

- ・ 小・中学校の活動紹介としては、11月23日に市制100周年記念事業として、オリンパスホールで開催した「みんなでえがこう八王子の未来」に出演した、小学校の6校合唱、中学校17校の吹奏楽の取組を掲載。
- ・ 中学校は、17校の生徒たちが、一つの音楽を作り上げるためには、100周年を機に出会った他校の生徒たちと横のつながりの大切さを学んだことについて記載。
- ・ 小学生は、他の学校の子と心をつなげて歌う楽しさを知るとともに、上級生の姿に憧れ、目標にしたいという気持ちを持つ機会となったことを記載。

(3) 行動指針1. 「親が育む子どもの自信、伝えよう我が子を思う 私たちの気持ち」について

- ・ まず、子どもが自信を育むためには、本音を言う事ができる「家庭」を初めとした「温かな人間関係」が大切であることを記載。
- ・ 子どもがときに悪い言葉を使っても、それも含めて子どもらしさであり、子どもが本心有话したときは、親は腹が立っても許してあげてほしい。こうした心のふれあいが大切

である。

- ・ また、子どもの成長に目を向けながら、他と比較するのではなく、「我が子の成長を信じながら愛情を注ぎ、気持ちを汲む」ことを日々のコミュニケーションで心掛けてほしいことを主に、「家庭」に向けて呼び掛けている。
- ・ トピックスには、親にとっての「子どもの存在」について。親にも子にも読んでもらいたいメッセージを記載。

(4) 行動指針 2. 「みんなで話そう スマホのルール、守っていくのは私たち！」について

- ・ スマホや携帯については、「守るためのルールづくり」をテーマに、スマホのルール作りを通じて、教えていける社会のルールに焦点を当てた内容となっている。
- ・ まずは、子どもにルールを守らせるために、必要なことは、本人の「納得」である。
- ・ そのため、ルールを作るときには、「なぜ必要か、具体的に、大人自身も身をもって」こうした点を意識し、子どもと「対話」することが大切である。
- ・ また、スマホは悪いことばかりではないという視点として、社会一般のルールには、「自由」と「責任」は対にあることをスマホのルールづくりを通じて子どもに教えていく機会ともなることを記載。
- ・ トピックスとしては、多くの人に当てはまるレベルの危険を示すために、決して他人事ではないと思ってもらえるよう、「スマホ依存」ではなく、「スマホ疲れ」を取り上げた。

(5) 行動指針 3. 「あいさつでつながろう！はちおうじっ子が輝く地域」について

- ・ 市制 100 周年を機に、全市的に展開された健全育成事業を一過性のイベントに終わらせることなく、継続していくために必要なこと。それは、日々のあいさつを続けていくことであるといった内容となっている。
- ・ また、あいさつは、相手を認める、受け入れる気持ちが込められていることを示し、そのため、子どもたちから返事が返ってこなくても大人から、あいさつを続けていこうと呼び掛けている。

(6) チェックリストについて

- ・ リーフレットの 3 つの行動指針の内容を具体的な日常レベルでわかりやすく、親子で活用してもらいたい。こうした思いを込めて、18 項目の大人に向けたチェックリストを掲載している。
- ・ まず、5 番までは、行動指針 1 に関する内容。
- ・ 6～15 番は、行動指針 2 のスマホ関連。
- ・ 16～18 番は行動指針 3 となっている。
- ・ 以上、ここまで説明した「リーフレット」の内容は、3 回の検討会にて、検討し作成した内容となっている。

(7) その他

- ・ 4 頁には、八王子市 青少年健全育成基本方針を記載
- ・ 4 頁、一番下の枠の部分は、次の協議事項で説明する平成 30 年度 八王子市 青少年健全育成推進区域（案）である。次項で協議決定頂いた場合に掲載をする。

4. その他

- ・ リーフレットは本日協議頂き、内容を確定後、4月の初旬に市内小・中学校始め青少年健全育成団体・機関などに広く配布・啓発していく予定である。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

30年度の重点目標として、「リーフレットの主題テーマを何にするか」から検討した。思いやりの心の育みにしてから、青少年対策地区委員会の事業活動数が増加している。平成26年度は92件、平成27年度は125件、平成28年度は145件、平成29年度は161件、以上の事業数を見て、市内の中学校、青少対37地区の各会長が地区の特性を考慮し、試案を重ねての事業であり、汗の結晶が実を結んでいる。

さらに11月23日の100周年記念事業における石森市長の「子どもたちが子どもらしさを発揮しながら健やかに育ち、夢や希望を叶えてほしい」との挨拶が背中を押して、30年度も重点目標は、「みんなで つなごう 思いやりの心」とするのがふさわしいのではないかと検討会では考えた。

市制100周年記念事業を成功に導くため市や市民、学校が一丸となって取り組んだことで、素晴らしいものがたくさん見えた。様々な事業を展開しましたが、一例として、小・中学生の作文コンテストが応募総数9,844作品の参加を得たこと。それには、各応募校の先生方の作品に寄せる生徒への指導があってこそその成果であり、子どもたちが自らの夢や希望を、実現に向けて作品に表現できたと思う。さらにその作品を評価する先生方のご尽力があってこそと尊敬している。

子どもたちはきちんと伝えたい心を持っている。大人は子どもたちの伝えたい心にきちんと目を向けているだろうか。スマホに夢中で見過ごしていないだろうか。スマホに子育てをさせていないだろうか。

目を向けることは、時に真剣に叱ることも大切で社会のルールを教えていくことは大人の役割でもある。

「みんなで えがこう 八王子の未来」では、「イベントを通して37地区がそれぞれの立場でできることをお互いに協力し合い、子どもたちに健やかに成長してほしい」を共通の目的として、この機運を子どもたちのためにやり続けることがいかに大切かを学んだ。

こうした思いでリーフレットを3回に亘り検討したことを報告する。

《八王子市立中学校PTA連合会代表》

3回行われた検討会において、私たち委員の意見を聞きまとめて、このリーフレットを作成いただいたことに感謝をしている。本年度は市制100周年ということもあり、たくさんの大きな行事がある中でのリーフレット作成に関しましては、事務局の皆様にお力をいただいたこと、お礼申し上げます。このリーフレットは作る事だけが目的ではなく、たくさんの方に読んで活用してもらうことが目的で私たちは作っていると思っている。中学校PTA連合会の委員会の際も、検討会での検討を必ず報告させていただいている。中学校PTA連合会の皆がリーフレットをすごく素晴らしいリーフレットだと言ってくれている。内容を見るとわかりやすく、簡潔にまとめてあり、しっかり目を通せば誰にでも理解できる素晴らしいものであると皆が言ってくれた。委員の立場としてこのリーフレットが褒められたことをうれしく思う。

一方、時間的にもこのリーフレットを紙で読むことが難しい方もいると思う。若い世代の方など、なかなかこれを見る機会がない方のためにも Facebook 等が行政の方であるならば、リーフレットの内容を掲載していただいて、他の方にも周知していただけたらと思っている。

今後とも中学校 PTA 連合会でも、このリーフレットを活用しながら活動を続けていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

《八王子地区保護司会代表》

検討会に3回参加させていただいた。いかに保護者、市民に読んでもらえるかが一番大切だと思う。そのために一字一句、丹念に検討したリーフレットであるので、ぜひ採用していただいて、大勢の方に読んでいただいて利用いただければ、我々市民のためになるのではないかと思う。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

委員会においてもスマホの使い方については、いろいろな意見がある。企業からも学校へ勉強会を実施して、基本的な使い方などの指導をされている。ラインへの関心が高まっている。

ラインは悪いと、表現をされることもあるが、青少年施策を推進していく中では、子どもたちの相談窓口としての活用の仕方もある。市としても取組を検討しているという話を聞いている。いじめがどれだけ表に出てくるか。行政の取組もこれから期待していきたい。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

子どもたちの携帯の所持率は上がってきている。2台持ちやタブレットの使用もある。スマホについてのルール作りは大切だと思う。保護者の方からよく言われるのは、電話での会話は自分たちもよく使うが、情報リテラシーの面、フィルターをかけたり、子どもたちにどのようにルール付けを行えばいいのかということ。納得できない状況で一方向的にルールづくりしても難しい中で、どうやって保護者の方から子どもへ教えていくのかということについて何か協議されたことがあれば、教えていただきたい。

《事務局》

情報リテラシーがどういうものなのかということ自体が、技術が進む中、大人の理解がついていけないというような話はあった。また、思いやりの心の育みを掲げたリーフレットに係る取組を始めてから、PTA、学校、青少対において NPO 法人などの講師を呼んでスマホの勉強会をしているという報告もあった。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

そういった勉強会がもっと進むと良いと思う。ちょっと疑問に感じたことでも家族や携帯会社になかなか聞けないという状況もあるなかで、勉強会が増えていくと良いと感じている。

《八王子市議会議長》

勉強会の開催はとても素晴らしいことだと感じる。

昨年2学期早々に、新聞報道で市内の中学校で生徒が校舎から飛び降りたとの報道があった。事故か事件かまだわからないようであるが、再発しないように取り組んでほしい。ラインで友達に悩みを伝えていたという話も記事に出ている。2つ目の行動指針の「みんなで話そう スマホのルール、守っていくのは私たち！」は大切だと感じる。保護者の役割が大きい

と感じているが、学校、教育委員会、PTA で取り組んで情報発信をしてほしい。

私も PTA を経験している。「人の子を」と考えると取組の難しさもあるだろうが、まずは、「自分の子を見守る」という啓発をお願いできればと思う。

中学校代表の委員や PTA 代表の委員の方もいるので、本日は話を聞きたい。

《八王子市立中学校長会代表》

スマホの使い方については、技術の進歩によりハード面では、いちごっこであるが、勉強しないよりはした方がよい。リーフレットの中だと、特にチェックリストの項目 11「スマホのやり取りで「カン違いしてしまった!」「伝わらなかった!」という経験はありませんか。」という内容は大切だと考える。こういったやり取りは結構多い。言った本人が軽い気持ちでも相手にとっては、違うこともある。また、ソフト面において、子どもの心情を早く察知することが必要。素早く察知するのは、親であり、次に教員だと思っている。

一つの例としてお話しするが、生徒がリストカットしたという事例があった。1週間かけて私も本人から話を聞くことができた。よく話を聞いてみると、昨日今日のことでなく、小学生の頃からの伏線があった。小学校から中学校まで続いていると本当の原因が本人もわからなくなってしまう。時間をかけて、少しずつ解きほぐして話しを聞いていくと母親との軋轢があることがわかった。話すことで、本人も「自分はこういう理由でリストカットをしていたんだ」と気付くことができた。母親への不満は母親へ向けるべきだと感じる一方で、自分を大切にしてくれているお母さんにも気づいていて、わかっていながら素直に受け取れない。それが心の中でいっぱいいっぱいになっていた。そうした時に何か他から、スマホでの一言があったりするとそれが引き金になってしまうという案件は結構多いと感じる。

誘因・要因で振り回されてしまっただけで根本的な原因が本人も周りもわからないということもある。事件や事故が何かのきっかけで起こってしまうということも多い。平成7年からスクールカウンセラーが、小学校も数年前から全校配置されているが、連携しながらも教員としては気づくことが大切。相手の立場に立って考えて、共感する。そして、我々教師も理解の仕方、対話の仕方について勉強し続けることが大切。そこに PTA などが含まれて地域や保護者、学校が同じ土俵の中で考えてあげることがそういった事故を防ぐことにもなるし、豊かな心を育てることにもなると感じている。誘因・要因に振り回されることなく、原因追究の心を持ち続けることが大切だと思う。

《八王子市立中学校 P T A 連合会代表》

中学校 PTA 連合会では、これまでに2回スマホミーティングを行った。生徒と保護者がスマホについてのルール作りと使い方について討論している。市長や教育長に出席いただいたこともあった。今年も3回目を行う予定であったが、2月の初めに大雪が降ってしまい、中止になり、今回は残念ながら協議会において報告ができなかった。

今までの2回のスマホミーティングの際には、スマホの使い方についての考え方について子どもたちの意見を聞いて私たち大人もたくさん学習したと感じている。子どもたちも大人の意見を聞いて学んだことが多々あると思う。それがルール作りにつながったかどうかと言われるとまだ2回の開催なので経過途中であるが、今後も中学生ミーティングは継続していくということで、中学校 PTA 連合会の会長からも報告を受けている。

スマホのトラブルに関しても、学校の間人間関係のトラブルに関しても、いつも私たち大人は味方だと、いつも私はどの子どもも守ってあげたいと思っている。命がけでも守ってあげたいと伝えることもある。そういうことを周りの大人たちが子どもたちに上手く伝えられないということも良くないのかなと感じていて、それは私の勉強不足でもあると思う。ふれあ

うこと、コミュニケーションを取ることで子どもたちが安心して、先ほどの報道のようなことが起こらないように私たちみんなが見守り育てていくことがとても大切だと思う。自分自身も、今後努力していく必要があると感じている。みんな子どもたちの味方をしていきたいと思っている。

《八王子市議会議長》

取組をすでに行っているということは承知した。一つお願いであるが、リーフレットのチェックリストについて親子でチェックするよう呼びかけをPTAからも保護者へして欲しい。特に6～11番のスマホの使い方のチェックが大切だと思う。こういった取組をお願いしたい。

《会長》

他になればお諮りする。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成30年度重点目標」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成30年度重点目標」を原案のとおり決定

ウ 平成30年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料3

【事務局説明】

- ・ 本市では「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会37地区に募集を募り、申請のあった地区につき協議会での承認後、毎年指定を行っている。
- ・ 推進区域の指定は、平成4年度から始まっている。毎年2地区あるいは1地区ずつ指定しており、ほぼ一巡し、既に2回目の指定を受けている地区もある。
- ・ 指定された地区は通常の青少対活動に加え、第6条にある事業の中から、具体的には「あいさつ運動」や「クリーン活動」など複数の事業を計画して実施している。
- ・ 平成30年度につきましては、横川地区から第2回青少年対策地区委員会連絡会にて立候補いただき、その場で本協議会への推薦を了承いただいている。
- ・ 横川地区からは主に、2つの事業が提案されている。
- ・ 1点目としては、「あいさつ運動」。平成30年4月から、青少対地区委員・PTA・学校・全小中学生・その他地域関係者総勢500名以上で展開していく。横川公園や各学校の校門、地域行事など広く実施し、子どもと大人、地域の人同士をあいさつでつないでいくことを目標としている。
- ・ 2点目は、横川祭。こちらは、4月14日（土）に横川公園にて予定している。来年度で34回目を迎える。祭りを通じて、約5年前に、学校や地域住民の協力により復元された

「横川小音頭」を更に普及し、地域の伝統として次世代の子どもたちに伝えるとともに、地域の絆を深めていくことを目指している。

- ・併せて、地域の高齢者から子どもまで多くの人が集まる「横川祭」を活用し、起震車体験や防災・防火・身体防護訓練の実施も計画している。これをきっかけに地域における顔見知りを増やすとともに、体験学習を通じて、災害時の心構えや助け合い、「思いやりの心」を育てていく。
- ・また、「青少年対策地区委員会連絡会」としては、地区の事業内容及び平成6年以降、横川地区が指定されていない状況を併せてこの度、推薦することを決定したものである。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りする。

「平成30年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成30年度 八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

エ 平成30年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について 資料4

【事務局説明】

平成30年度の「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」において

- ① 八王子市青少年健全育成基本方針平成30年度重点目標に向けた取組
- ② 八王子市青少年健全育成基本方針平成31年度重点目標について検討
- ③ 平成31年度青少年健全育成推進区域について
- ④ その他、青少年に関する諸課題の報告及び専門的見地による情報交換を行い、関係機関・団体相互の連携・協力の円滑化を図っていく。

以上の点について、平成30年度八王子市青少年問題協議会検討会において検討することを提案する。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りする。

「平成 30 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成 30 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項」を原案のとおり決定

(2) 報告事項

ア 平成 29 年度 青少年健全育成事業について

資料 5

【事務局説明】

1. 青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は東京都の基準に基づき、市内中学校区を単位とした 37 の地区委員会がある。1 地区あたり 30～115 名程度の委員がおり、全体では 2,600 名弱の方々が活動を行っている。委員構成については、学校・PTA 関係者・町会関係者・民生児童委員・保護司・青少年育成指導員など地域に密着した方々である。これら大勢の方々が、「その地区の実状に合った青少年の健全育成に資する取組」を行っている。

①社会環境の浄化を行うための活動

- ・ 社会環境の浄化における主な取組としては、あいさつ運動、パトロール、スマートフォン・携帯電話関連講演会などを行っている。

②青少年健全育成のための活動

- ・ ロードレース大会を始め、各種スポーツ大会や音楽祭、標語募集などが、実施されている。また、今年度は、市制 100 周年を記念して、初の 37 地区合同による、青少年健全育成イベント「みんなで えがこう 八王子の未来」をオリンパスホール八王子にて開催した。

③青少年の社会参加・社会貢献活動

- ・ 今年度は、市制 100 周年を機に、37 地区の会長からなる「青少年対策地区委員会連絡会」の発案により、一斉活動として、「クリーン活動」と「防災訓練」に取り組んだ。
- ・ その結果、クリーン活動は、延べ 2 万 3,463 人以上、昨年度よりも約 4,750 人増、一昨年前と比べると約 1 万人の増加となった。これらは、青少対及び学校が連携し、小学校の参加や回数の増加など、ご尽力いただいた結果となっている。

④青少年健全育成推進区域（平成 29 年度推進区域 梶田地区）

- ・ 事業内容といたしましては、初の試みとして防災をテーマに「防災講演会」、小・中学校 4 校合同による「ふれあい 梶田祭」、「花いっぱい運動」を実施した。一年を通じて、季節を感じながら、子どもたちと交流し、活躍の場面をつくる、様々な事業を展開できた

と報告を受けている。

⑤東京都「こころの東京革命」普及啓発事業（平成 29 年度認定地区 館地区）

- ・ 今年度は、「館地区」のマラソン大会が認定された。小・中学校 3 校の児童・生徒 160 名が走り、法政大学陸上部の選手 30 名も協力してくれ、盛会に終えることができた。
- ・ また、昨年認定された横山地区の「ロードレース大会」が今年度の都の「モデル事業」の認定を受け、紹介されるとともに、小池都知事より「東京都 青少年育成 協力者等 感謝状」が贈られた。

2. 青少年育成指導員活動について

- ・ 「青少年育成指導員」は、「八王子市 青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定された本市固有の制度である。青少年育成指導員は、青少年の非行化の防止のため、市から委嘱された非常勤特別職であり、平成 30 年 1 月 1 日現在、230 名の方が活動している。

①巡回活動・指導助言活動

- ・ 青少年育成指導員の最も中心となる活動であり、主に地域内のパトロールを行っている。平成 29 年 4 月から 12 月までに全地区延べ 4,050 回以上実施している。夜間 9 時頃の活動が多く、その他にも学校行事や地域のお祭りなどに合わせて実施している。

②青少年健全育成キャンペーンの実施

- ・ 毎年 11 月に国の「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童虐待防止推進月間」に合わせ行っている。
- ・ 11 月 12 日（日）に石森市長とともに J R 八王子駅をメイン会場で実施したほか、市内各地区で 52 カ所で実施した。
- ・ ボーイスカウトなどの青少年育成団体や保護司会とも連携し、11 月 18 日・19 日に開催された「八王子いちょう祭」においても、啓発活動を展開した。
- ・ 今年度は、市制 100 周年記念事業「みんなで えがこう 八王子の未来」においても、「青少年健全育成 基本方針 平成 29 年度重点目標」などを掲載した絆創膏セット を配付し、啓発した。
- ・ さらに、今年 2 月の「東京都青少年の健全な育成に関する条例」改正に伴い、2 月 9 日に J R 八王子駅改札前にて、八王子警察署とともに「自画撮り被害防止キャンペーン」を実施した。

③健全育成協力店の指定活動

- ・ 協力店は、合計数 556 店、新規が 14 店、解除が 36 店。昨年度に比べ加盟店が 22 店減少している。
- ・ 新規は、コンビニが一番多く 6 店。次いで薬局、理容店等となっており、業種は多岐に渡っている。
- ・ 解除は、閉店によるものであるが、飲食店とコンビニが一番多く各 5 店、その他、理容室等、学習塾など、こちらも多岐に渡っている。
- ・ 青少年育成指導員は、協力店への加盟促進・継続の他に、ポスターの掲示依頼や趣旨説明、また、巡回活動の際に立ち寄り、情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を行っている。
- ・ 今後も、青少年育成指導員とともに各地区に新たに開店した店舗とあわせて未加入の既存店へも加盟を呼びかけていく。

④環境浄化の実態調査

- ・ 青少年育成指導員が年間を通して、カラオケ店など、青少年が立ち寄る特定の店舗や有

害図書取扱店などについて調査している。

- ・ 「アのカラオケボックス等の設置状況」では、前年度より 2 店舗増加、2 店舗減少となり、総数は変わらず 23 店舗。新規の 2 店は、いずみの森小中学校区の第三地区及び第五中学校区である。
- ・ 「イの不健全 図書 自販機の 設置状況」は、設置個所は昨年同様、由木地区の 1 箇所のみである。しかし、今年度は、自販機の収納物はなく、この状況については、青少年育成指導員から報告を受け、市から東京都に調査を依頼し、その結果、現在、営業を行っていないため、都から事業者への廃業届を要請しているところである。
- ・ 「ウのゲームセンター」については、新規が 2 店舗、閉店が 3 店舗あり、総数は 1 店舗減の 19 店舗である。深夜営業をしている 10 店舗のうち、18 才未満入場制限の表示がない 2 店舗については、市から働きかけを行っていく。
- ・ 「インターネットカフェの店舗数」は前年度同様 10 店舗となっている。全店ともフィルタリング、深夜の入場制限の表示は実施している。
- ・ 「エの成人向け雑誌・DVD 等販売状況」については、前年度と比べ 5 店舗減少した。今年度も、前年度同様、「区分陳列」並びに「掲示文書」の不備は 0。区分陳列の実施割合は、100%となっている。これは、各地区の青少年育成指導員の呼びかけ、それによる事業者の協力による結果である。
- ・ これらの調査結果及び青少対・育成指導員の活動については東京都治安対策本部及び市内警察署へも情報提供を行っていく。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

《八王子市議会議長》

- ・ 12 頁の一斉クリーン活動の実施結果について、すごく人数が増えていて驚いている。平成 8 年頃、当初はチラシの撤去を目的に各地区 20~30 名の少人数での取組が始まった。全市的にも数百人だったはずである。次第に取組が徹底して清掃活動となり全市的に取り組み、今、約 2 万 3 千人。大きな市民運動になっていると感じる。私も青少対の会長の経験があるが、ごくわずかな人数で活動した記憶がある。町会から中学生、小学生、様々な方が大人数で参加し、これからますます活動の輪が広がっていくと感じている。

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】高尾警察署より報告

《高尾警察署長》

平成 29 年の少年非行の情勢等について報告する。都内の非行少年の検挙状況であるが、検挙人数は 5,640 人、前年に比べ約 135 人減少している。これらのうち窃盗や詐欺といわれる刑法犯で検挙されたのは約 4,568 人で全体の約 80%を占めている。

一方、八王子市内では、非行少年の総検挙数は 344 人、前年に比べ 5 人増加している。このうち刑法犯で検挙されたのは 263 人で全体の約 76%を占めている。

刑法犯の中で最も取り扱が多いのが万引き・自転車盗で検挙人員は 180 人、全体の約 68%。次いで傷害・暴行の順となっている。また、振り込め詐欺に少年が加担して受け子や出し子の被疑者として検挙される事案も多くなっている。昨年は八王子三署で合計 7 人の少年が受け子などで振り込め詐欺に加担して検挙されている。今年に入ってからすでに八王

子三署で2名の少年が検挙された。

補導対象の不良行為であるが昨年の都内全体における補導人員は約3万7千人であり、前年に比べて約3,500人増加している。補導内容については午後11時から朝の4時までに理由もなく外出する深夜徘徊が約25,400人で全体の約67%を占めている。次に多いのは、喫煙で約6,300人となっている。学識別では高校生が約25,900人で全体の約68%。中学生は約6,000人で全体の約16%となっている。男女別では、男子が約27,600人で全体の約73%、女子が約12,000人で約27%となっている。

次にスマートフォンの普及による問題について報告する。ラインやツイッターなどのSNSを使った犯罪のうち、特に多いのは援助交際・児童ポルノ・リベンジポルノ・いじめなどである。高尾警察署においても女子高校生がツイッターで知り合った成人男性と性行為をした事案や元交際相手に裸の画像をツイッターで流出されたリベンジポルノ事案を取り扱っている。

全国的にスマートフォンでの自撮り被害が増加傾向にある。自撮り被害とはSNS等で知り合った相手方からだまされたり、脅されたりして自分の裸の画像を撮影することを迫られラインなどで画像を送らされる被害のことである。

18歳未満の被害者の学識別では、中学生が約58%、高校生が約38%、小学生が約7%となっており、特に注目すべき点は中学生が被害の過半数を占めていることと小学生も被害にあっていくことである。手口は、好きなゲームやタレントの話で盛り上がり、仲良くなったところで相手から顔写真等を送るように言われ、断れば相手から嫌われると思い、つい写真を送ってしまう。すると次には、裸の写真を送るとさらに要求をエスカレートしていく。警察としては、今後、学校や保護者等に対し、有害サイトにアクセスしないためのフィルタリングの必要性に加え、さらに一旦インターネット上に掲載された写真や情報は完全に消すことは不可能であること、ネットで知り合った相手に顔写真などを送らないこと、ネットには自分や友達の住所・名前を載せないこと、相手から裸や下着の姿の写真を送るように言われても絶対に送らないこと、必ず大人に相談することなど積極的な広報啓発活動を行っていきたいと考えている。また、昨年10月に発覚した座間事件や今月初めに八王子署管内で発生した10代女性に対する殺人未遂事件では、犯人はツイッターを通じて被害者と知り合い、実際に会って犯行に及んでいる。ツイッター・ライン等のSNSは共通の話題・共通の知人を通じた他人とコミュニケーションを取ることができ、さらに出会いのツールとして利用することができることから、利用者によっては刺激的でおもしろいと感じることもあるが、重大事件に巻き込まれ、時には生命や身体に危険が及ぶこともあり、その利用には十分注意し、安易に相手とは会わない旨を強く注意喚起していきたいと考えている。今後警察としては、当協議会をはじめ、自治体・学校などの関係機関の皆様と情報共有をはかりながら緊密な連絡を取り、様々な事案に対処していきたいと思っている。ご協力をお願いしたい。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

警察の方に入る情報の相談者は、保護者・学校の先生など、どういった人たちが多くのか。いじめの条例の中でも子どもたちと大人との関わり方がポイントになっていると思う。保護者や学校の先生が多いと思うが、その他の関わりの中でどんな人が警察に相談に行っているのか。

《八王子警察署長》

両親など子どもと関係性の強い人からの相談が多い。年齢が低年齢だと親。高校生になると先生からも相談はあると思う。いずれにしても身近な人からの相談である。

《南大沢警察署長》

統計は出ていないと思うが、多くがやはり親からの相談。児童から、ヤングテレホンコーナーに相談が入ることや、本人が、少年センターに相談に来ることもある。警察署など様々なところに、関係者から相談が入る。

イ 更生保護について

資料 6

【情報提供】東京保護観察所立川支部より報告。

《東京保護観察所立川支部統括保護観察官》

保護観察所では犯罪をした者、または非行がある少年が社会の中で更生をはかっていくための業務を担っており、保護司の方と二人三脚で行っている。東京保護観察所立川支部は、東京都内の多摩地域を管轄区域とし、管轄区域は9つの地域、保護区に区分されている。9保護区のうち一つが八王子市である八王子保護区となっている。なお、少年の保護観察事件は2種類に区分される。

平成29年の八王子保護区における保護観察の状況としては、家庭裁判所での審判の結果、保護観察に付された少年は、前年からの引き継ぎが61名、新たに保護観察となった少年が57名、保護観察が終了した少年が51名、翌年への繰り越しが67名であった。また、少年院での矯正教育を受け、仮退院となって保護観察を受けている少年は、前年からの引き継ぎが18名、新たに保護観察となった少年が20名、保護観察が終了した少年が13名、翌年への繰り越しが25名であった。

多摩地域全体で見ても、家庭裁判所で保護観察に付された少年は327名から337名、少年院から仮退院を許されて保護観察を受けている少年は、104名から121名と、年度末現在の事件数は前年比でやや増加傾向にある。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

ウ 再犯防止推進計画について

資料 7

【情報提供】多摩少年院より報告。

《多摩少年院長》

再犯の現状としては、刑法犯の検挙件数は年々減少傾向にあり、少年の非行・犯罪による検挙も一貫して減少して戦後、最低水準になっている。犯罪が凶悪化し、増加しているという話は誤解である。戦後最も少ない状態にある。政府としては今後に向けて、世界一安全な国にするための行動計画を立てて作成しているところである。

検挙数が少なくなっている一方で、再犯の割合が年々増加傾向にある。新たに初犯・犯罪を犯す者が減っている一方で、再犯数も減ってはいるが減り方が鈍い。全体に占める割合が50%に達しようとしている状況。これは、成人も少年も含めた数字であるが、少年の犯罪・非行についても同様の傾向にある。これからの健全育成を考える上では、一度非行に陥った

少年をどうやって立ち直らせていくか、成人になって犯罪を犯すような持続型の犯罪者にならないように早期に食い止めていく必要がある。

政府としては平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が国会で成立した。この推進法の下で政府としての再犯防止推進計画、そして地方公共団体においても同様の計画を作成することが求められている。昨年 12 月にこの推進法の下での政府の再犯防止推進計画が閣議決定した。5 つの基本方針、7 つの重点分野と主な施策という内容になっている。

「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない」とよく言われる。この推進計画の肝になる部分をお伝えすると社会の中で孤立させないという考えの下で、雇用や住居として居場所を作っていくための支援を社会全体で広げていくという内容になる。

重点分野では、地方公共団体との連携強化が掲げられている。30 年度からの 3 か年の計画で、まずは地域における再犯防止のモデル事業を始めようとしている。矯正施設や更生保護施設のある地域の中で、まずはモデル的な取組を広げつつ連携し再犯の抑止に努めていく。今の段階では基礎自治体における推進計画はまとまっていないが、東京都の計画の策定に続いて区市町村においても計画を作成するように法務省の関係機関としても警察、更生保護観察所、少年院や鑑別所においても連携して取り組みを進めていきたいと考えている。

少年院を出院して 2 年以内に再び少年院に入る再非行を繰り返す者が 11% いる。まず 8% 以下に減少させていこうということが政府全体として目標に掲げられている。各少年院においても、そのために従来の施設内の教育に加えて、社会と連携した支援、就学、就労、居場所作りの支援に力を入れ始めているところである。以前は少年院の中の教育は少年院の中でだけ行われているような印象があったかと思うが、八王子市や都、NPO 法人など様々な関係機関の方々からも協力をいただき院内へ来てもらい、個別の指導に専門的な経験や知恵を活かしている。先週の金曜日に東京都の「子供・若者支援協議会」に出席したが、関係のある機関がスクランブルを組んでお互いに顔が見える関係を作って協力し合うことが必要だという話があった。再非行の防止においても、そうしたことが極めて重要だと改めて感じている。

少年の健全育成の中の一分野であるが、少年院の中の教育がもっと開かれたものとなり、そういった知見を提供していけたらと考えているので、今後ともよろしく願いたい。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

エ 地域援助資料の紹介

資料 8

【情報提供】八王子少年鑑別所より報告。

《八王子少年鑑別所長》

少年鑑別所にはもう一つ名前があり、法務少年支援センターという名前を持っている。法務支援少年センターでは、直接、地域社会の子どもたちが非行や犯罪に走らないように、その前の段階で何かお手伝いできることはないかということで、我々が持っている専門知識や技能を各関係機関とも連携をしながら地域社会に開いて、支援に力を入れている。

例えば、「子どもの能力・性格の調査」では、もともと心理アセスメントの専門機関であり、非行に走った子どもたちの心の中をよく分析して、一人ひとり異なる非行の原因とは何なのか、それを改善するために最も良い方法は何なのかということのアセスメントすることをもともと専門の役割としている。それを生かして子どもの能力・性格の調査をして、フィード

バックし、より良いその子の教育となるよう支援している。あるいは、問題行動が生じている場合に、その問題行動の分析や指導方法を提案させていただいている。また、子どもやその保護者に対して直接ご依頼があれば、直接、心理相談やカウンセリングを通じて働きかけをしている。あるいは、事例検討会等へ参加をして、アドバイスをしている。もしくは、そういったことに関係している方々の研修や講演会に出席している。法教育として出前し、我々の立場から、子どもたちに伝えられることを伝えるということもしている。

幅広いメニューを準備し、依頼に応じて柔軟に対応するという姿勢で行っている。平成 27 年に少年鑑別所法が施行されてから、この事業を始めて 2 年半たち、非常に依頼が増えてきている。八王子市との関係で言うと子ども家庭支援センターと連携して問題のある子どものケースを見たり、本年度は小・中学校の先生の研修を行って問題行動のある子どもたちをどのように理解・対応したらいいかなどのお話をさせていただいている。

非行というと非常に言葉が重たく、「うちの学校には、非行少年はいません。」と受け取られることが多いが、いじめと非行は決して無関係ではない。いじめのつもりで誰かの物を盗って事件化されると窃盗、つきとぼして怪我をさせ事件化されると傷害。結局、法的な仕組みに乗るか乗らないかというところでは違いはあっても、行動を起こす子どもの心や行動の原因というのは非常につながっている。ある日突然大きな事件を起こす子どもはいない。必ず少し逸脱した行動には、予兆がある。いかに早く見つけて、早期発見、そして一人ひとりに応じた適切な対応をするか。これが非行を防ぎ、健全育成のための基本にあると感じている。

大人は目の前の子が他の子と違う行動を取ると、それを異常なものと捉えて何とか見えなくしようと、様々な手段を使ってその行動を取らないように仕向けようとしてしまいがちである。なぜそういった行動を起こしたのか、一人ひとり異なるその原因・気持ちを理解した上でその子にあった対応を取らないと、目の前にある問題行動が一時的に収まっても違う形で問題が起き、その繰り返しになることが段々と非行を進めることになる。

国の機関ではあるが、皆様の活躍する場で少し困った子がいる、どうしてこんなことするのかという子どもがいたら、個別の依頼でも機関からの依頼としても受けつけて出来る限り援助していきたい。身近なセンターとして役に立ちたいと思っているので、活用いただきたいと思う。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

《八王子市立中学校長会代表》

パンフレットに「発達障害等の支援団体からの依頼により、知能検査を実施」とあるが、八王子市では、就学調整会議の基礎資料として知能検査をお願いした時に、そうした場での活用はできないと言われた。

《八王子少年鑑別所長》

発達検査の依頼は結構多い。学校の先生から保護者の方と本人にそういった話があった時には、まず保護者の方が法務少年支援センターに来て、検査の仕組みの話をしたりコミュニケーションを取り、イントラクション、テスト、書面に基づく結果説明など 3 回面談をさせていただく。その結果を保護者の方が学校に持って行き、学校の先生と共有し、その子の指導にあたっていくという仕組みとなっている。

《八王子市立中学校長会代表》

八王子市は、小学校だと 900 名、中学生だと 250 名近い児童・生徒が就学調整会議にかかっている。保護者や本人も理解し行っているが、検査が必要になる。2つある医療機関は7カ月待ちの実態があり、大学もいっぱいになかなか進まない実態があり、法務少年支援センターも活用できればと思った。

《八王子少年鑑別所長》

保護者が納得して、来ていただけるのであれば活用できる。

オ その他

【情報提供等】

特になし

4 閉会